

# 創業塾のメリット！！

みやま市創業塾を受けられた方で、みやま市が証明書を発行した場合は、次のような支援を受けることができます。

## 1. 登録免許税の軽減

市内で株式会社を設立する場合  
資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に  
最低税額15万円を7.5万円に軽減

## 2. 創業関連保証の枠の拡大

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証  
の枠が1,000万円から1,500万円に拡充  
(6か月前から支援を受けることが可能)

※詳細については、お問合せください。

みやま市商工会 TEL0944-63-8000

みやま市商工観光課 TEL0944-64-1523



## みやま市創業塾 受講申込書

FAX 0944-63-8344

e-mail [miyama@shokokai.ne.jp](mailto:miyama@shokokai.ne.jp)

フリガナ		年 齢	才	性 別	男 ・ 女
氏 名					
住 所	〒 _____				
TEL 又は 携帯電話		FAX			
メー ル ア ド レ ス		創業の 予定時期	<input type="checkbox"/> 令和	年	月頃予定
			<input type="checkbox"/> 未定		
創業の 内 容	※何をご商売にされますか？必ずご記入ください。				

※今回の申込書に基づく情報は、当所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります